



平成 25 年6月 28 日

各 位

会 社 名 アクモス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 飯島秀幸
(JASDAQ コード 6888)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画室長 中川智章
(TEL 03-5217-3121)

(訂正)「持分法適用会社の異動(連結子会社化)、当該会社の代表者異動及び役員の退任、
並びに定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 25 年6月 26 日付で開示いたしました「持分法適用会社の異動(連結子会社化)、当該会社の代表者異動及び役員の退任、並びに定款の一部変更に関するお知らせ」の一部に訂正がございますので、下記の通りお知らせいたします。なお、既にお知らせしていた事項についての訂正箇所につきましては網掛け表示をしております。

記

訂正箇所

1. 持分法適用会社の異動(連結子会社化)について

(1) 連結子会社化の理由

【訂正前】

(前略)

当社が100%株式を取得したことに伴い、同社を連結子会社とし、平成25年7月1日をみなし取得日として、平成26年6月期より変更いたします。

(後略)

【訂正後】

(前略)

当社が100%株式を取得したことに伴い、同社を連結子会社とし、平成25年6月30日をみなし取得日として、平成26年6月期より変更いたします。なお、平成25年6月期については、持分法適用会社とし、貸借対照表のみの連結といたします。

(後略)

4. 株式会社エクスカルの定款の一部変更について

(2) 定款の変更の内容(下線部分は変更箇所を示しております。)

【訂正前】

現行定款	平成 25 年6月 28 日の臨時株主総会による変更
(株券) 第7条 <u>1. 当会社の株式については、株券を発行する。</u> <u>2. 当会社の株券は、1株券、10株券、20株券、100株券の4種類とする。</u>	(株券) 第7条 当会社の株式については、株券を不発行とする。
(事業年度) 第26条 当会社の事業年度は、 <u>毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。</u>	(事業年度) 第26条 当会社の事業年度は、 <u>毎年7月1日から同年6月30日までの年1期とする。</u>

【訂正後】

現行定款	平成 25 年6月 28 日の臨時株主総会による変更
(株券) 第7条 1. 当会社の株式については、株券を発行する。 2. 当会社の株券は、1株券、10株券、20株券、100株券の4種類とする。 第8条(条文省略) (募集株式の発行等) 第9条 1. 募集株式の発行等に必要な事項の決定は、本定款第18条第2項に定める株主総会の決議によってする。 2. 前項の規定にかかわらず、本定款第18条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限および払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任することができる。 3. 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。 (名義書換) 第10条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社で定める所定の書式による請求書に記名押印し、これに以下に掲げる書面を添えて提出しなければならない。 1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券 2. 譲渡以外の事由による株券の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券 3. 相続、遺贈、合併、競売その他前各号に掲げる事由以外の事由により取得したときは、株券及びその取得を証する書面 (質権の登録及び信託財産の表示) 第11条 当会社の株券につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。 (株券の再発行) 第12条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。	(株券不発行) 第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。 第8条(現行どおり) (募集株式の発行) 第9条 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。 (名義書換) 第10条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社で定める所定の書式による請求書に記名押印して請求しなければならない。 (質権の登録及び信託財産の表示) 第11条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。 (削除)

現行定款	平成 25 年6月 28 日の臨時株主総会による変更
(手数料) 第13条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。 第14条～第15条(条文省略) 第3章 株主総会 (召集) 第16条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを召集する。 第17条～第25条(条文省略) 第5章 計 算 (事業年度) 第26条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。 第27条(条文省略)	(手数料) 第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。 第13条～第14条(現行どおり) 第3章 株主総会 (招集) 第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 第16条～第24条(現行どおり) 第5章 計 算 (事業年度) 第25条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。 第26条(現行どおり)

以 上